

大口町告示第101号

大口町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成15年大口町条例第28号）第5条第1項の規定に基づき、公の施設に係る指定管理者の指定を行ったので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

平成27年12月22日

大口町長 鈴木雅博

記

1 施設の名称

大口町健康文化センター

2 指定管理者となる団体等の名称

linkworks・技研ほほえみプラザ共同体

3 指定の期間

平成28年4月1日から平成33年3月31日まで